

くみあいニュース

山口大学教職員組合 2022年3月16日 Wednesday)

第255号(2020年度-第21号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

就業規則改正案説明会開かれる(3/7)

3月7日(月)、組合に対する就業規則改正説明会が開かれました。改正事項は、ボーナス引き下げ・看護師等業務手当新設・業績評価給など給与規則改正3件、育児・介護規則、懲戒規則、旅費規則、倫理規則等改正の計7件、(改正予定事項は2頁掲載の就業規則改正説明資料参照)ですが、大きな問題としては期末手当削減と業績評価給の2件の他、附属学校教員の懲戒処分標準例改正があります。



期末手当の0.15月分削減は労働条件の不利益変更 前年度分の上乗せ削減は不利益変更の遡及適用であり不当!

先送りとなっていたボーナス引き下げを新年度に確定させた上で、2021年度実施分として6月期に0.15月分を「調整」として上乗せ削減する改定案が提示されました(3頁掲載の実施状況表参照)。

山口大学教職員の給与は、独立行政法人通則法第50条で、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めることとされています。今回のボーナス引き下げは労働条件の不利益変更である上に、2021年度からの引き下げを年度内に実施できなかったため、これを次年度の6月期に上乗せ削減して調整するというもので、労働条件改悪の不利益遡及ともなっています。このため組合は、この改正案撤回等を求めて、3月9日に学長宛に申し入れ書を提出しました(この件、詳細は次号)。



不利益変更の遡及適用とは、不利益変更のための就業規則の改訂、労働協約の締結などを行った日以前にさかのぼって、不利益変更の効力を発生させることを言います。このような適用は、従業員の個別の同意がない限りできません。

業績評価給与反映額の妥当性は継続検討課題

年俸制適用者についてはC+を新設し、評価反映額を+15万円とするとの改正案と、月給制適用者についてもC+を新設し評価反映額(勤勉手当支給率)を半期0.78月とすることが正式に提示されました。なお、月給制は取扱要項改定によるものです。

しかし、年俸制の評価反映額、特にA、S等の上位区分はその反映額が過大であり、結果として下位区分の適用者が相当数増加する可能性があるため、その見直し・低減が必要であるということについては、具体的な改善案は提示されていません。この点は、引き続きの検討課題として、次年度以降の実施状況を踏まえての協議・交渉事項となります。



懲戒処分標準例改正(附属学校教員のわいせつ行為問題)提案も

昨年公布された「わいせつ教員防止法(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律)」を受けた改正であり、附属学校教員等を対象としたものですが、文部科学省事務連絡(R3年4月16日付け)では「わいせつ行為を行った場合は原則懲戒解雇とする旨を明記」とされているものを、改正案では山口県条例に合わせて「原則」との表現がないものとなっています。当該行為を行った教員等を厳しく処分することは当然ですが、実際の処分は当該事業場過半数代表者も参加した懲戒処分審査委員会で慎重審議の上、決定されることとなります。



就業規則の一部改正について (ポイント)

概要の項目
<p>1. 国家公務員の給与法の改正に係る給与規則改正について (P2)</p> <p>国家公務員の給与法の改正に伴い、期末手当の支給割合を年間0.15月分引下げる。</p> <p>国立大学法人山口大学職員給与決定規則 国立大学法人山口大学再雇用職員就業規則</p>
<p>2. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に係る給与規則改正について (P3)</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」への対応として、看護・幼児教育業務手当を新設する。</p> <p>国立大学法人山口大学職員給与決定規則 国立大学法人山口大学職員給与支給規則</p>
<p>3. 大学教育職員等業績評価の結果による評価区分の細分化に係る給与規則改正について (P4)</p> <p>大学教育職員等の業績評価による評価区分を細分化 (C+を新設) する。</p> <p>国立大学法人山口大学年俸制適用職員給与決定規則</p>
<p>4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和に係る育児・介護休業規則改正について (P4)</p> <p>育児介護休業法の改正に伴い、取得要件 (引き続き雇用された期間が1年以上) を撤廃する。</p> <p>国立大学法人山口大学職員等育児休業規則 国立大学法人山口大学職員等介護休業規則</p>
<p>5. 附属学校教員等を対象とした懲戒処分標準事例の新設に係る懲戒規則改正について (P4)</p> <p>文部科学省からの要請 (P6参照) への対応として、附属学校教員等を対象とした懲戒処分標準例を新設する。</p> <p>国立大学法人山口大学職員の懲戒等に関する規則</p>
<p>6. 特命理事の設置及び東京事務所の閉所に係る旅費規則改正について (P4)</p> <p>特命理事の設置に伴い「役員」を「役員等」に改める。 東京事務所の閉所に伴い勤務地区を削除する。</p> <p>国立大学法人山口大学旅費規則</p>
<p>7. 国立大学法人法の一部改正に係る倫理規則改正について (P5)</p> <p>役職員は、密接関係法人等※への再就職は原則禁止 ※資本関係、取引関係において本法人と密接な関係を有する法人</p> <p><例外規定 (一部) > 本法人が受審する年度評価及び最終評価の結果、本法人の業務が縮小され、役員等が余儀なく本法人を離職する場合 → 国立大学法人法の改正により、下線の評価が廃止されることとなった。 国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則</p>

人事院勧告にもとづく国家公務員給与法改正と実際の支給状況

年度	国家公務員給与法によるボーナス支給月数				実際の支給月数				備 考
2019年度 (R元年度)	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計	勤勉手当 0.05月引上げ 勤勉手当を12月期に1年分0.05 月分増額調整
	期末手当	1.30	1.30	2.60	期末手当	1.30	1.30	2.60	
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	勤勉手当	0.925	0.975	1.90	
	計	2.25	2.25	4.50	計	2.225	2.275	4.50	
2020年度 (R2年度)	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計	期末手当 0.05月引下げ 期末手当を12月期に1年分0.05 月分を減額調整（山口大学は年 度末に減額の半分0.025月分を 一時金として支給）
	期末手当	1.275	1.275	2.55	期末手当	1.30	1.25	2.55	
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	
	計	2.225	2.225	4.45	計	2.25	2.20	4.45	
2021年度 (R3年度)	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計	期末手当 0.15月引下げ （減額支給先 送り） 6月期は前年度と同額を支給済 のため、12月期に一括減額予定 が給与法改正で前年度と同 額支給済み
	期末手当	1.20	1.20	2.40	期末手当	1.275	1.275	2.55	
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	
	計	2.15	2.15	4.30	計	2.225	2.225	4.45	
2022年度 (R4年度)	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計	前年度引下げ 分（0.15月 分）調整 期末手当を6月期に2021年度の 引下げ（0.15月分）を減額調整 （労働条件不利適及）
	期末手当	1.20	1.20	2.40	期末手当	1.05	1.20	2.25	
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	
	計	2.15	2.15	4.30	計	2.00	2.15	4.15	

2022年3月9日

ロシア連邦大統領
ウラジーミル・プーチン 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修

ウクライナへの侵略行為に抗議し、即時撤兵を求める

2022年2月24日に開始され、今なお続くロシアによるウクライナへの侵略行為、軍事行動は、市街地・住宅地にもおよび、多くの子どもたちや市民が犠牲となっている。また、核保有大国であることを強調し、世界を威嚇し、ウクライナのサポリージャ原発一帯を攻撃、制圧するという前代未聞のあつてはならない行動におよんでいる。

加えて、ロシア国内での海外メディアを含めた言論統制・弾圧、反対デモ参加者への暴力等、ロシア憲法さえ無視した重大な人権侵害を行っている。これらの軍事行動・人権侵害は、国際法上あつてはならないことであり、特に、安全保障理事会常任理事国としてあるまじき行動である。

ウクライナ市民および貴国内を含む世界各地のロシア軍侵略に抗議する多くの市民と共に、貴職に対して厳重に抗議する。ウクライナから即時撤兵し、一刻も早く平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。

ロシアの暴挙へ抗議する！ウクライナからの即時撤退を！ 組合、駐日ロシア大使館へプーチン大統領への抗議文送付(3/9)



今、世界を震撼させているロシアによる主権国家ウクライナへの侵略行動は、市街地への爆撃等による市民・子どもたちを含む非戦闘員への殺傷が繰り返され、果ては原子力発電所への攻撃まで行うという、異常な武力行使が拡大され続けています。国外へ必死の避難を続けていたウクライナ女性は「これは戦争なんかじゃない。軍人同士が戦うのが戦争だけどロシアは私たち無防備な市民を標的にしている。」と叫んでいました。現地では必要な物資・食料の不足もさらに深刻な状態になっていると伝えられ、そうした支援の広がりも求められています。

世界中から抗議の声が挙がっており、日本でも各方面から抗議声明が発せられ続けています。山口大学教職員組合も3月9日、プーチン大統領へ抗議文を送付しました。(3頁に掲載)

NO WAR!!

ウクライナ侵攻やめよと東大・明大等 全国の大学からも抗議の声次々に ～山口大学も平和的解決求める学長メッセージ公表～

ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議の声が広がる中、東京大学・東海国立大学機構・広島大学・沖縄科学技術大学院大学・兵庫県立大学・早稲田大学・明治大学・日本福祉大学・関西学院大学等、国公私立の多くの大学からも、戦争中止を求めるメッセージが公表されています。山口大学でも、3月8日に岡学長名のメッセージが山口大学のホームページに掲載されました。

ウクライナ情勢に関する学長メッセージ

2022年3月8日

このたびのロシアによるウクライナ侵攻は、最も根本的な国際法原則である武力不行使義務と国際紛争の平和的解決義務に違反するものであり、到底容認できません。山口大学を代表して、侵攻の即時中止と交渉による平和的解決を強く訴えます。

山口大学は、関係する本学構成員に対する支援に全力を尽くします。

山口大学長 岡 正朗

(国立大学法人山口大学公式ホームページより)

学習講演会「『敵基地攻撃能力』保有論と憲法9条」(3/20)へぜひ ～ロシアのウクライナ侵略停止、即時撤兵の声をあげましょう～



3月20日(日)午後1時半から3時まで、教育学部第3会議室とオンライン聴講のハイブリッド方式で、上記学習講演会が開催されます。主催は山口大学関係者有志九条の会、協賛がミニ講座「学び舎」と山口大学教職員組合です。講演会企画後、2月24日にロシアがウクライナへ侵攻するという時代錯誤の蛮行に及ぶ重大事態が起き、日本ではウクライナへ防弾チョッキ等の自衛隊装備品供与、一部政党等からの「核シェアリング提言」等の危険な動きも出ています。講演は当初予定していた内容にウクライナ問題を加えた形で開催される見込みです。多数の方々の参加を呼びかけます。

申し込み先：email：yama40818@gmail.com (参加費無料)